

令和5年度北海道地方最低賃金審議会
第3回鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

1. 日 時 令和5年10月3日(火) 16:57 ~ 17:32

2. 場 所 札幌第一合同庁舎 8階会議室

3. 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 2名
事 務 局 4名

4. 議 題

- (1) 北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する審議について
- (2) その他

5. 議 事

- (1) 北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する審議について

事務局より他局の特定最低賃金の改定状況の報告を行った。

使用者代表委員の意見

- ・鉄鋼各社が自発的かつ持続的な賃上げにつながる目安であり、個社ごとの労使協議による賃金改善率等を十分に尊重して目安と決定する必要があること。
 - ・3要素データを総合的に勘案しなければならない。中でも定昇を除く実質的な賃金上昇率は、企業の支払い能力を押し量る上でも重視すべきと指標と考えている。
 - ・経営者としても企業が持続性のある「企業の安定経営と働く人々の処遇改善」の両立が将来に繋がっていく大前提と考えている。
 - ・1次回答は1,020円だったが、現行+30円の1,030円を使用者側の最終回答とさせていただきたい。
- 労働者代表委員の意見
- ・使用者側から現行+30円、1,030円での提示をいただいた。
 - ・労働側の受け止めとして、人材獲得競争が激しさを増す中において「優秀な人材」を確保するかが必要な施策であると考えており、どう考えるかが重要なポイントだと考えている。
 - ・鉄鋼を取り巻く環境の厳しさは北海道だけではなく、全国同様であると認識しており、今後、労使で知恵を絞りながら北海道の鉄鋼業をどう盛り上げていくかが大きな課題であると重く受け止めている。
 - ・道内の主だった企業の状況などを踏まえると、今年度の更なる金額の引き上げは難しい状況にあると判断し+30円、1,030円を受け入れる。

- ・発効日は、12月1日を進めていただきたい。
審議の結果、全会一致で下記の結論に至った。

時間額 1,030 円

引上げ額 30 円

発行日 令和5年12月1日（法定どおり）

その後、部会報告書及び答申文の作成・協議を経て、局長へ答申し結審した。

審議会令第6条第5項の適用により、部会の決定を審議会本審の決定とした。

(2) その他

意見等は特になく閉会となった。